



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 中 森 保
コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員経営戦略本部副本部長
川 口 利 一
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 68 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 34 条第 2 項および第 43 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 34 条第 2 項の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 34 条 ① (条文省略) ② 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 34 条 ① (現行どおり) ② 当社は、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。
(監査役の責任免除) 第 43 条 ① (条文省略) ② 当社は、 <u>社外</u> 監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。	(監査役の責任免除) 第 43 条 ① (現行どおり) ② 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

3. 日程 定款変更を付議する株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)
平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

以 上